

平成30年 6月 5日

留学生各位

国際文化研究科長

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団私費留学生奨学生「秋募集」について
(2018年10月期生及び2019年4月期奨学生)

このたび公益財団法人佐藤陽国際奨学財団から標記の募集案内が下記のとおりありましたので、お知らせします。

奨学生への推薦を希望する者は、平成30年7月12日(木)17:15までに必要書類を教務係まで提出して下さい。

記

1. 応募資格

2018年10月期生：秋入学生で2018年10月1日現在、正規生で在学期間が1年以上ある者。

2019年4月期生：春入学生で2019年4月1日現在、正規生で在学期間が1年以上ある者。

バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、東ティモール、ベトナムから来日し、当該国の国籍を有する私費外国人留学生で下記の条件を満たす者。

- (1) 国際理解と親善に関心を持ち、当財団の交流会に必ず出席出来る者
(交流会は年6回、主に東京で開催。交通費支給)
- (2) 学習奨励金等の名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等から奨学金またはそれに類する金品を受給していない者 (※研究助成金などを受給している場合は事前に問い合わせること。貸与奨学金については応募可)
- (3) 在留資格「留学：college student」を有する者

- (4) 日本で就業している親がいない者
- (5) 「博士」の学位を取得していない者
- (6) 修学期間が2018年10月又は2019年4月より1年以上ある者
- (7) 勉学・研究に支障のない日本語能力を有する者
- (8) 当財団の奨学生を終了後も、SATOMとして交流活動に積極的に協力できる者（※SATOM（サトム）とは、佐藤陽財団の卒業生の総称です）

*2018年10月または2019年4月から他奨学金の受給が決定している者ならびに申請中（直接応募含む）の者については、選考対象外とする。

2. 奨学金

月額18万円（この他に学会出席補助金制度あり）

3. 奨学金支給期間

2018年10月期生： 2018年10月～2020年9月までの2年間

2019年4月期生： 2019年4月～2021年3月までの2年間

※ただし、採用時の課程修了までの標準修了年限とする。

2年以内に採用時在籍課程を卒業又は修了した場合（修士から博士へ進学など）は、その時点で支給終了となる。

※博士後期課程採用者について、2年以上の奨学金受給予定の学生は、奨学金支給開始時より1年半後に選考委員会による研究の進捗確認を行い、標準修業年限内に博士号の取得が困難と判断された場合は、支給が2年で終了することがある。

4. 応募の手続

「応募書類の作成留意点」を参照のうえ、書類を片面印刷で作成し、全て揃えて教務係に提出して下さい。所定様式及び募集要項は財団のホームページ（<http://www.sisf.or.jp>）よりダウンロードしてください。

5. 選考および結果発表

本学から推薦された者については、10月4日（木）に1次選考（書面選考）の結果が財団から大学に発送されます。また、2次選考（面接）は10月20日（土）または10月21日（日）に東京にて実施され、結果は10月23日（火）に文書にて大学へ発送されます。なお、採用された学生は、11月18日（日）に当財団が執り行う認証式への出席が必須となります。

6. その他：奨学生に採用された場合の留意事項
財団の募集要項でご確認下さい。

以上